

分会情報

J R 東海労大阪第一車両所分会
No.6 2 5 2 0 0 8 . 1 2 . 9
発行責任者 小林 國博
編集責任者 教 宣 部

「謝罪文」を手交するも全く反省なし！！

12月2日、会社は最高裁判所が11月25日に下した大一両分会の組合掲示物不当撤去に関する行政訴訟の敗北に伴う中労委命令（謝罪文の手交）を実行した。

しかし、謝罪文で謝罪する側であるはずの会社は、傲慢にも分会長を「業務指示」で呼びつけ、しかも「謝罪」という言葉を一切使わずに「中労委の命令に基づいて文書を手交・・・」と不誠実な対応に終始し、反社会的な姿をさらけ出しました。

以下が謝罪文手交時の非常識なやり取り(抜粋)です。

N：人事課の中村です。それでは平成17年6月14日付け及び平成17年8月4日付の中央労働委員会の命令に基づいて文書を手交します。

略（呼びつけたことについてやり取りを行う）

K：・・・要するにこれは先日の最高裁判決が出たことに基づいての謝罪の文書ということですね？

N：いや、中央労働委員会の命令に基づいて文書を手交しているということです。

K：そうですね。今後、そういうことはやりませんという謝罪の文書でしょ？

N：書いてある内容の通りなので、謝罪文ではなくて、中央労働委員会の命令に基づいて文書を手交したということです。

K：謝罪文ではないんですか？

N：中央労働委員会の命令に基づいて文書を・・・

K：これは何の文書ですか？謝罪文ではないんですか？

N：先ほどから言っているように、中央労働委員会の命令に基づいて文書を手交したということです。まあ、読んで頂けば内容は分かります。

K：今後、このような行為を繰り返さないようにしますと書いてありますけど。

N：読んで頂けば内容は分かります。

K：いや、読んでいますんですけど、今後このような行為を繰り返さないようにしますということでしょ？不当労働行為であると認定されましたと、謝罪文じゃないんですか？書いてある通りなんでしょ？

N：それは、小林さんがどういうふうを受け止めるかというのは小林さんの勝手やけど。

K：えーっ！！じゃあ、課長代理はどう思われているんですか？

N：中央労働委員会の命令に基づいて文書を・・・

略（K：小林分会長、N：人事課中村課長代理）

皆さん、このやり取りを見てどう思われたでしょうか？「怒り」を通り越して「哀れ」「なさけない」というのが感想ではないでしょうか？

会社の最高裁判所の決定すら愚弄するような対応は、不当労働行為を全く反省していないのは間違いありません。

大一両分会は、これからも会社が最高裁の決定を率直に受け入れ、不当労働行為の事実に対する真の反省そして真の謝罪を求めて闘っていきます

(謝罪文) を掲載！